

第 25 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第25回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年5月19日(金)午後1時20分～午後2時55分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
 - 議案第130号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
 - 議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
 - 議案第132号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
 - 議案第133号 非農地証明願に対する認可について
 - 議案第134号 令和4年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について
 - 議案第135号 小野市農業委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定について
 - 議案第136号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について
 - 議案第137号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 今日は朝からあいにくの雨だった。麦が大きく成長してきていたが、雨のため倒れており、収穫が大変だと心配する。一方、田にはいつでも代掻きができるほど水がたまってきていた。
- 本日第 25 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。
- さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。
- 議長 それでは、ただ今から第 25 回小野市農業委員会を開会いたします。
- (議長着席)
- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
- 本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
- このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 2 番 中尾委員、3 番 稲岡委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第130号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第130号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから4ページの10件になります。よろしくご審議を
お願いいたします。

○議長 議案第130号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページから6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 黍田町○○○○ ○○○○、譲渡人 黍田町○○○○
○○○○、申請地：所在地 黍田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積
○○○○㎡ 自作地、黍田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○
○㎡ 自作地、黍田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、贈与による
所有権移転であります。

黍田町字屋敷田の2筆は、JR加古川線の踏切を西へ渡った左側に位置
しており、以前から譲受人が譲渡人から耕作を依頼されておられました。
このたび、字片山の1筆も加え、譲渡人には、耕作、維持管理することが
困難なことから譲受人に贈与の話働きかけられたものです。なお、譲受
人は、水稻のほか、野菜も育ててサンパティオおのにも出荷されておられ
るなど、農業に熱心に取り組まれておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 新部町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市垂水区舞子台○○○○ ○○○○、申請地：所在地 新部町○○○○ ○○○○
地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該畑については、従前より譲受人が譲渡人の父親から頼まれ、野菜を栽培されておられました。昨年、その譲渡人の父親が亡くなられたため、譲受人が譲渡人から買い取ってほしいと懇願され、引き受けられたとのことです。譲受人は、稲作に熱心に取り組んでおられ、田植えから稲摺りまでの一式の農機具を所有されておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、3番について説明いたします。

参考資料の、9ページから16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神戸市垂水区舞子台〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計4筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、一昨年に新規就農されて以降、大型農機具を取得されるなど、稲作に熱心に取り組まれています。

よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

〇議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人は昨年10月にも贈与により所有されている農地の所有権移転を行っておられます。以前は、譲渡人の夫が稲作をされておられましたが、亡くなられ、その後は、息子さんが農業を続けておられました。その息子さんも亡くなられ、誰も農業をされる方が無いとのことで、昨年10月に8反あまりを親戚の方に贈与されました。今回、近所に住まわれている別の親戚の譲受人に4反8畝を贈与することになられたものです。譲受人には、譲渡人の息子さんが亡くなられてから、当該農地を管理してこられた

という経緯があります。なお、譲受人は現在の耕作面積が、2,528 m²のため、3条許可に係る下限面積が撤廃された4月以降の申請になられたものです。譲受人には、トラクター、コンバインなど農機具一式、大きな倉庫もお持ちで、しっかりとされている農家の方であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、5番について説明いたします。

参考資料の、19ページから22ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 古川町○○○
○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田
面積○○○○m² 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○
○○○m² 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○m²、摘要として、売
買による所有権移転であります。

譲受人は、今回売買される2筆目の農地の東側で会社経営をされておられ、将来的には駐車場か倉庫かを建設されたい意向があられます。当面は、農業をされますが、農機具をお持ちでないため、親戚、本家に依頼されて稲作を行いたいとお聞きしています。一方、譲渡人には、家族、親戚に農業をされる方がおられず、今回の話を機会に、農機具を処分されたとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 葉多町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神戸市垂水区北舞子〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇
地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、譲渡人が遠方にお住まいであったため、当該農地の管理が大変とのことで、今回の売買に至ったとのことです。譲受人は、現在、17,330㎡の農地を耕作され、農機具も一式、所有しておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、7番について説明いたします。

参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 奈良県生駒郡斑鳩町五百井〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分2分の1)、神戸市西区月が丘〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分2分の1)、申請地：所在地 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

当該農地は大島町にありますが、譲渡人の農地の所有権移転については

以前より、市場町担当の私が担当してまいりましたので、今回につきましても私が説明させていただきます。

譲渡人の農地につきましては、先月の農業委員会で5条申請があり、ご審議いただき進達することにご了解いただきました。その際にも説明いたしましたが、譲渡人のお父さんが亡くなられ、譲渡人お二人とも小野市にお住まいでないため、所有されている農地すべての引き受け手を探されているとのことで、農業委員会にご相談があったもので、当該農地もその一つです。当該農地は、95㎡、畝が二つの小さな農地です。今回の農地の南側に農地をお持ちの譲受人に当該農地の所有権移転について話を持ち掛けたところ、他に誰もおられないのであればお引き受けするとのことで、贈与という形で話がまとまったものです。譲受人は、畑づくりもされておられ、農機具も所有しておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、8番について説明いたします。

参考資料の、27ページ、28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町○○○○ ○○○○、譲渡人 奈良県生駒郡斑鳩町五百井○○○○ ○○○○(持分2分の1)、神戸市西区月が丘○○○○ ○○○○(持分2分の1)、申請地：所在地 市場町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

参考資料をご覧くださいとよくわかるかと思いますが、申請地のすぐ隣に譲受人のご自宅があります。また、譲受人は申請地の西側の農地を1反所有しておられ、そのうちの4畝で稲作をされ、残りの農地で果樹を栽培しておられます。トラクターもコンバインもお持ちではありませんが、仲間や家族などと一緒に米にするところまで自分たちの手で行っておられます。当該農地について、ご近所の方に声をかけましたが、みなさん高齢

などを理由にお断りになられましたが、譲受人からやりたいとの申し出があったものです。トラクターはリースで借り、田植え稲刈りは自分たちの仲間で行うとのことでした。譲受人には、2年間、米を作ってきた経験があるのでやれると非常に熱意があり、譲渡人もそれならぜひお譲りしたいとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、9番について説明いたします。

参考資料の、29ページ、30ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 浄谷町○○○○ ○○○○、譲渡人 天神町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 浄谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は、譲受人の自宅のすぐ東側の高台にあり、譲渡人の夫が浄谷町出身ですが、数年前までは、野菜等を作付けしておられましたが、お亡くなりになられた後は放棄田になっておりました。1年ほど前に隣接地の測量同意の立ち合いのため、譲渡人が現地を確認され、放棄田の状態を知り、どなたかに購入してもらえないかとお考えになったものです。そこで、譲受人が、いろいろ考慮した結果、自宅にも近く、畑としてなら管理もできるし、後継者もおられることから、購入を決断されたとのことでした。譲受人には、本家のトラクターを共同利用されておられ、現地を確認しますと、1年かけて、草刈りと耕うんをされ、現在は、じゃがいもや夏野菜を作付けされておられるところでした。譲受人は、まじめな性格で、現在69歳になられておられますが、現役でお仕事をされており、農業にも熱心であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はご

ございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、10番について説明いたします。

参考資料の、31ページ、32ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 西脇町○○○○ ○○○○、譲渡人 西脇町○○○○
○○○○、申請地：所在地 西脇町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○
○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

昨年8月、当該農地に隣接した譲渡人の農地について、譲受人の息子さんが家を建てられるとのことで、5条申請があり、許可されました。今回の申請地はその隣接地の奥に位置しており、新しく建てられた家の横を通過してしか入れず、他の人が耕作されるには支障があるため、譲受人が畑等として管理していきたいとのことになったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第130号 農地法第3条関係では、申請件数10件、うち許可件数10件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第131号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の5ページをお願いします。
議案第131号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。
す。

○議長 議案第131号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、33ページ、34ページをあわせてご覧ください。

申請人:加古川市平岡町土山○○○○ ○○○○(農業兼金属加工業)、
申請地:所在地 復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の
内○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○
○㎡の内○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積
○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田
面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、以上合計4筆 合計面積○○○
○㎡、摘要として、農産物加工販売施設、法面32㎡、ウッドデッキ・普
通車駐車場128.29㎡、軽自動車駐車場3台分44.17㎡、進入路22.41㎡
となる予定です。第2種農地です。

このたびは、農産物加工販売施設の無断転用是正に伴う申請です。加工
品の増加に伴う大型トラックの進入路と施設利用者増加による駐車場の
確保、及び、ウッドデッキスペースの拡大、施設東側法面補修の申請です。
この施設では、主にマンゴーの加工販売を行っております。シーズンは5
月末から8月です。シーズン中は、福祉関係の団体客など多く来られるそ
うで、さらに駐車場スペースが必要なこと、コロナ禍で勝手にウッドデッ
キスペースを拡大してしまったことから今回の申請となったとのことで
す。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側、南側、北側が本人の田、西側が本人の田と道路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第131号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第132号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第132号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第132号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、35ページ、36ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 下来住町○○○○ ○○○○ (家具製造販売)、譲渡人 下来住町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 下来住町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、下来住町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、大型車回転スペース 395㎡、露天作業場 150㎡、事業用駐車場 3台分 83㎡、事業用資材置場 80㎡となる予定です。第3種農地です。

譲受人の会社の業績が好調で、大型車回転スペースなどの確保が必要となり、半年ほど前に、譲受人から譲渡人に土地の譲渡について打診されていたところ、このたび話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が申請地と道路、西側が譲受人の田、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。
参考資料の、37ページ、38ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 小田町○○○○ ○○○○(金属加工業)、譲渡人 万勝寺町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○
○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、金属加工工場1,950㎡、倉庫等992㎡、緑地1,755㎡、駐車場40台500㎡、大型車回転広場1,200㎡となる予定です。第3種農地です。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側と北側が山林、西側が山林と田、南側が道路となっております。
従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、39ページ、40ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 古川町○○○○ ○○○○（農産物加工生産業）、譲渡人 千葉市美浜区打瀬○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、従業員用駐車場4台、転回スペース、栽培用パレット等資材・道具置場、肥料置場となる予定です。第1種農地で既存施設の拡張です。

当該農地の横に譲渡人の母屋が建っており、譲受人がその建物も一緒に購入され、従業員の休憩場所、ならびに納屋はキャベツやイチゴの加工、箱詰め作業場として利用されるなど総合的に検討されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が道路と宅地、南側が道路と申請地、北側が水路と申請地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○14番 14番、永井です。この農地は第1種農地となっておりますが、今回の申請で、転用が認められるのはどのような理由からなのでしょう。

○事務局 第1種農地というのは、基本的には転用については制限されます。しかしながら、例外がいくつかあり、その代表的なものの一つに、既存施設で事業所として利用している場合に、既存施設の2分の1未満までなら第1種農地でも拡張できるというルールがあります。今回、その既存施設が、転用する農地の302㎡の倍以上ありますので、そのルールを適用されて、

申請に至っています。つまり、先に住宅を購入され、そこを作業場にされてから、隣接する農地を駐車場にされるものです。

○15番 15番、土井です。今回の申請については前々から農業委員会にご相談があったものですか？

○事務局 今回の場合、前々から申請者の代理人を通じてご相談がありましたので、既存施設2分の1未満までの農地の拡張についてご説明いたしました。

○14番 14番、永井です。自宅の横に自宅の半分以下の面積の農地があります。そこを買い取って、農業ではないのですが、自分が必要な倉庫を建てることは可能なのでしょうか。

○事務局 倉庫は何に使われるのでしょうか。

○14番 職業は大工をされていますが、いろいろなものを置いたり、資材を置いたりされると聞いています。

○事務局 基本的に既存施設の拡張でありますので、すでにある施設が、その大工さんの仕事にどこまで使われているのかがポイントになりますので、その点を確認させていただいてでないと、軽々にはお答えできません。

○14番 承知しました。ご相談があれば、農業委員会事務局にご相談させていただきます。

○15番 15番土井です。そのようなルールについては、行政書士などの方はご存じなののでしょうか。

○事務局 行政書士で、農地転用をよく扱っていらっしゃる方はご存じだと思います。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第132号 農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第133号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の9ページをお願いします。

議案第133号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第133号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の41ページ、42ページをご覧ください。

申請人 河合西町○○○○ ○○○○(持分1/6)、昭和町○○○○ ○○○○(持分1/6)、昭和町○○○○ ○○○○(持分1/6)、姫路市書写○○○○ ○○○○(持分1/6)、昭和町○○○○ ○○○○(持分1/6)、昭和町○○○○ ○○○○(持分1/6)、申請地 所在地 昭和町○○○○ ○○○○ 地目畑、付近一帯はブドウ畑です。面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、昭和53年頃より宅地の一部となっております。

現在の建物は、一棟 ですが、ブドウ栽培をされていた申請人6名の集会所として、また、それぞれのブドウ栽培に係る農機及び資機材等の収納に使用されております。摘要欄にも記載のとおり、昭和53年に、防衛施設庁の「防衛施設周辺・民生安定施設整備事業」として補助金を受け、鉄骨、鉄板葺きの倉庫を建築されたようです。地目変更登記については、6人おられましたが、忘れられていたようです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側と北側が山林、西側と南側が畑となっております。
従いまして、隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第133号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

(令和4年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について)

○議長 次に、議案、第134号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書11ページをお願いします。

議案第134号

令和4年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について

別紙の令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況

の公表等について意見を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12ページをご覧ください。

別紙様式5が、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」となっております。

この、「最適化活動の実施状況」「事務の実施状況」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

別紙様式5「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお願いします。

1ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況についてですが、

1 最適化活動の成果目標、

(1)「農地の集積」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和4年度の目標及び実績は、目標903haに対して、実績881haで、達成状況は98.4%となっております。

点検結果として、「概ね期待通りの集積等が実施できていると考えるが、令和8年度に80%という目標を掲げているため、今後の地域計画等の進捗が課題になる。」と考えます。

3ページをお願いします。

(2)「遊休農地の発生防止・解消」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和4年度の目標及び実績は、緑区分の遊休農地の解消目標0.2haに対して、実績0haで、達成状況は0%となっております。黄色区分の目標設定はありませんでした。

点検結果として、「相手方からの返答がない場合も多く、苦慮しているが、今後は非農地証明、非農地判断についても丁寧に説明していく必要がある。」と考えます。

(3)「新規参入の促進」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和4年度の目標農地面積、82.0haに対して、2.5haで、

達成状況は 0.03% となっております。

点検結果として、「公表できた農地の面積は少ないが、参入経営体数は増えており、農地相談等による成果が出ているものと考えている。」としています。

4 ページ、5 ページをお願いします。

2 最適化活動の活動目標、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

(2) 活動強化月間の設定の①目標、②実績

(3) 新規参入相談会への参加の①目標、②実績

は記載のとおりで、

「目標に対して期待通りの結果が得られた。」と考えております。

【推進委員等の点検・評価結果】についてですが、

委員の皆さんには、毎月 13 日以上活動をお願いするという、大変厳しい目標を設定させていただきましたが、「目標に対し期待を上回る結果が得られた。」方が 10 名、「目標に対し期待どおりの結果が得られた。」方が 13 名となりました。前回ご説明いたしました通り、13 日の設定は大変厳しいので、今年度は 8 日以上とさせていただいておりますので、引き続き皆様のご活動をよろしく願いいたします。

次に 6 ページをお願いします。

Ⅲ 事務の実施状況についてですが、

1 総会、部会の開催実績は記載のとおりです。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務の

1 年間の処理件数は 72 件、うち許可 72 件、標準処理機関は 18 日でした。

3 農地転用に関する事務の

1 年間の処理件数は 34 件、うち許可相当 34 件、標準処理機関は 14 日でした。

4 違反転用への対応ですが、

令和 4 年度の実績は、違反転用面積 6.8ha に対し、違反転用解消面積は 1.1ha の減少となっております。

以上が、「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○10番 10番、稲田です。1日に2件、3件以上複数の作業、活動を行うことがあります、その場合はどのようにカウントされるのでしょうか？

○事務局 農林水産省より、1日に複数の活動を行われても、1日としてカウントするよう言われています。

○議長 議案第134号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「令和4年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第134号「令和4年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」に関する審議は終了いたしました。

（小野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について）

○議長 次に議案第135号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書13ページをお願いします。

議案第135号

小野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について
小野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について
意見を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本富生

14ページをご覧下さい。

「小野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程」

「小野市農業委員会が保有する個人情報」に係る「個人情報の保護に関する

法律」(平成15年法律第57号)及び「小野市個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和5年小野市条例第1号)の施行に関し、必要な事項については、別に定めるものを除くほか、「小野市個人情報の保護に関する法律施行細則」(令和5年小野市規則第6号)、その他市長が別に定めるものの例による。

附則

- 1 この規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 小野市農業委員会個人情報保護条例施行規程(平成13年小野市農業委員会告示第24号)は、廃止する。

これまで、「個人情報の保護」につきましては、民間、国、地方公共団体等で個人情報に関する法律が分かれており、小野市農業委員会が保有する個人情報の保護については、平成13年に、「小野市農業委員会個人情報保護条例施行規程」(平成13年小野市農業委員会告示第24号)を定め、「小野市個人情報保護条例」(平成13年条例第16号)及び「小野市個人情報保護条例施行規則」(平成13年規則第27号)に定める例により取り扱ってまいりました。

このたび、令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、個人情報に関する規律は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」、「法」という。)に一元化され、条例で独自に規定できる事項が限定されることになりました。

そこで、法改正に伴い、地方公共団体も当該法が適用されることに伴い、「小野市個人情報保護条例」が廃止され、新たに「小野市個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和5年小野市条例第1号)及び「小野市個人情報の保護に関する法律施行細則」(令和5年小野市規則第6号)が制定されました。

そのため、小野市農業委員会が保有する個人情報の保護について、従来の「小野市農業委員会個人情報保護条例施行規程」(平成13年小野市農業委員会告示第24号)を廃止し、市が定める規則等の例によることを定めた規定を新たに制定するものでございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第135号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「小野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○2番 2番、中尾です。この規則・既定の変更により、農業委員・農地利用最

適化推進委員が新たに守らなければならないことはありますか。

○事務局 特段今までと変わりはありません。今まで条例で定められていたものを、条例自体を廃止することに伴って、国の法律に準拠しますということに変わっただけで、法律によっても条例によっても決められていることは変わっておりません。特に農業委員会では、農家台帳という農家の皆さんの農地の面積や家族構成などかなり細かい個人情報を持っておりまして、法律に準拠して正しく管理をなさいと定めているものです。

○15番 15番、土井です。各町においても各個人の情報を持っていますが、それらについてもこの個人情報保護の規定は関係するものでしょうか。

○事務局 今回の規定はあくまで農業委員会の持つ個人情報の取り扱いを定めたものです。各町におかれましては、各町、区長、自治会長、農会長などの役員のみなさんによって保護、管理しておられますので、一般的な注意義務はされているものと思います。

○議長 ほかに本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第135号「小野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について」に関する審議は終了いたしました。

(農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について)

○議長 次に議案第136号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書15ページをお願いします。

議案第136号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について

令和元年12月23日付兵農会議第1139号により兵庫県農業会議から依頼のあった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施につい

て、農業委員会の決定を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本富生

16ページをご覧ください。

兵庫県農業会議より、令和元年12月23日付で、依頼を受けています。

17ページをご覧ください。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年5月19日

小野市農業委員会

本議案につきましては、令和元年、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるなど、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が1年間で4件発生し、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発されております。

このことから、令和元年11月28日に開催された「令和元年度全国農業委員会代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がなされ、これを受けて、全国農業会議所から各都道府県の農業会議を通じて決議依頼が行われて、全農業委員会で年度において一回、本決議を実施しようとするものでございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案、第136号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案第136号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」に関する審議は終了いたしました。

○議長　ここで、午後2時45分まで休憩といたします。

○議長　休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第137号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課　産業創造課農地整備係の田中でございます。よろしくお願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長　次に、議案、第137号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　議案書19ページをお願いします。

議案第137号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年5月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

20ページをお願いします。

市長部局より、令和5年5月2日付で、意見を求められています。

21ページ、22ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　議案第137号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の田中と申します。農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手との間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手・受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

このたびは、使用貸借権の設定です。

21ページに書いてありますとおり、1件 2筆 面積は、〇〇〇〇㎡。これらは、河合中町の農地です。

22ページをご覧くださいと、

1番、河合中町在住の農家1名から申し出のあった2筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらは、最終的には、河合中町の〇〇〇〇氏に貸し付けるものです。

参考地図、「河合中町農地集積図」をご覧ください。黄緑色黒色破線枠の2筆が今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定い

たします。

- 議長 以上、議案、第137号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（産業創造課退席）

（報告事項）

- 議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

- 事務局 23ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

（証明期間 令和5年4月1日～令和5年4月30日）

令和5年5月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

- (1) 農家証明 番号1 住所 久保木町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 農業者用住宅

以下記載のとおり、農家証明につきましては、2件で、使用目的は、農業者用住宅1件、農業用倉庫（牛舎の建築）1件でございます。

- (2) 耕作証明 番号1 住所 古川町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計11件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして24ページから25ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

（受理期間 令和5年4月1日～令和5年4月30日）

令和5年5月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 名古屋市中村区名駅〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲

渡人 神戸市長田区北町〇〇〇〇 〇〇〇〇 (持分3分の1)、三木市福井〇〇〇〇 〇〇〇〇 (持分3分の1)、垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 (持分3分の1)、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、一般住宅 所有権移転 令和5年4月5日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、6件 11筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして26ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年4月1日～令和5年4月30日)

令和5年5月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡

河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要 令和5年4月6日 農地法3条 使用貸借権 合意解約

以上、記載のとおり、解約通知につきましては、1件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして27ページから29ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年4月1日～令和5年4月30日)

令和5年5月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 中島町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 中島町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 中島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡

中島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡
中島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
以上合計5筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年4月5日受理
農地法3条の3第1項の規定による届出はすべて相続による所有権の
取得が15件で、合計45筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして30ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので
報告する。

（受理期間 令和5年4月1日～令和5年4月30日）

令和5年5月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇、
所在地 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、長年耕作していなかったが、90cm程
盛土をして果樹園を作るため。施工期間は令和5年5月1日から令和5
年7月31日までとなっております。

以上、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきまし
ては、1件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

- 議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
- これをもちまして、第25回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年5月26日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員2番

議事録署名委員3番